

第 2 期計画の「施策の推進方向」（骨子案）

基本方向 I. 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり

施策目標 1 子どもの生きる力を育む環境の整備

【現計画における主な取り組み】（新規・拡充のものを中心に記載）

- 公立幼稚園の 3 歳児保育の実施及び預かり保育の拡充〔H31 年度～〕
- 幼保連携による枚方版子ども園の実施（小規模保育施設と幼稚園との連携）〔H31 年度～〕
- 公立保育所民営化の推進
- 小中一貫教育推進事業として、学力向上に特化したコーディネーターを全中学校区に配置
- 学校給食共同調理場の整備と「中学校給食」の開始
- 市立ひらかた子ども発達支援センターの開設〔H31 年度～〕

【第 2 期計画に向けて求められる対応】

- 幼児期の教育・保育の質の向上（就学前の教育内容の整合性など）と保幼小連携
- 公立施設が担うべき役割を踏まえた公立保育所・幼稚園の整理・集約
- 確かな学力・健やかな身体・豊かな心を育成する学校教育の推進や家庭教育への支援
- 学校給食の効果的な提供
- 障害のある子どもへの支援の充実（市立ひらかた子ども発達支援センターの運営等による効果的な支援） など

すべての子どもの確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育成し、未来の担い手である子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、教育環境の整備などに努め、子どもの教育の充実、家庭教育への支援などの取り組みを推進します。さらに、幼児期の教育・保育の質の向上及び地域子ども・子育て支援の充実を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を推進します。また、障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援ニーズが高まる中、学校園や保育所（園）、専門的な支援を行う療育施設等により、支援の充実を図ります。また、生きていく上での基本である食育などを推進します。

推進方向 1－（1） 幼児期の教育・保育の質の向上

①就学前環境の整備

・本市の保育所(園)は建設から 40 年以上を経過しているものがあり、老朽化が進んでいることから、施設の状態等を踏まえた施設環境の整備や設備の充実等を進めていきます。

・保育所(園)が担う機能の充実を図りながら、今後の保育需要を見極め、公立保育所の民営化や統合も視野に入れた保育所配置の効果的、効率的な再構築を検討します。また、公立幼稚園についても、教育課題に向けた研究実践の中心的役割を担うとともに、障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援教育の推進、また、地域子育て支援の充実を図りながら、公立幼稚園が果たすべき役割を見定め、運営及び配置のあり方について再検討を行います。



・公立保育所・幼稚園については、民間の就学前児童施設と協調しながら、小学校へのスムーズな接続に向けた保幼小の連携を推進する役割や、教育・保育課題等の情報共有、支援が必要な保護者や子どもに対して専門相談機関と連携しながら支援を行う役割を担っています。今後の運営・配置のあり方については、幼保一体的な視点を持って、市内の地域バランスも踏まえながら、効果的・効率的な再構築を検討します。

・公立保育所・幼稚園の再構築等による既存施設の有効活用や節減した経費を活用して、教育・保育の質の向上や地域子育て支援の充実、保育の量的拡大を推進します。



・公立保育所・幼稚園の再構築による既存施設の有効活用や節減した経費を活用して、待機児童対策や教育・保育の質の向上、地域子育て支援の充実など子育て施策の充実を推進します。

②計画的、効果的な質の向上の実践

・保育士や教員の資質、専門性を高めるため、メンタル面のケアや食育など、多様な研修や実践の機会を一層設けるとともに、これらの事例研究を通して人材育成の仕組みづくりを目指します。

・感染症や事故への適切な対応を強化するリスクマネジメントを進めます。

・＜削除＞保育の質の向上のためのアクションプログラム策定の検討を進めるとともに、幼児教育ビジョンを踏まえて、幼稚園教育や子育て支援の充実に取り組みます。

推進方向 1－（1）の「主な取り組み」

- 公立幼稚園の効果的・効率的な運営及び配置事業
→幼保連携による、就学前の公立施設の運営及び配置事業
- 保育所(園)の老朽化対策
- 公立保育所民営化事業
- 保育の質の向上のためのアクションプログラムの策定の検討
- 幼稚園教職員研修・研究実践
- 公私立保育所(園)合同研修会の推進

推進方向 1－（2）小学校教育への円滑な接続の推進

①保幼小のネットワーク化の推進

・保育所(園)や幼稚園、認定こども園、小学校の関係者が直接的に交流し、双方における生活と学びの実情について理解を深めることができるよう、保幼小連携の基幹的保育所(園)・幼稚園を設置し、ネットワークの構築、強化を目指します。



・保育所(園)等や幼稚園、認定こども園、小学校の関係者が直接的に交流し、双方における生活と学びの実情について理解を深めることができるよう、保幼小連携を推進する保育所(園)・幼稚園を設置し、ネットワークの構築、強化を目指します。

・保育所(園)等や幼稚園、認定こども園のいずれにおいても、小学校教育を見通した保育課程、教育課程の編成に努め、発達や学びの連続性を踏まえた保育・教育を行います。



・平成 30 年度に「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が全面実施され、就学前の子どもたちの教育内容の整合性が図られるとともに、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が明確化されたことを踏まえて、効果的に保幼小連携が図られるよう、学びや発達の連続性を踏まえた教育・保育を行います。

・小学校入学体験や保育参観等を通して就学前児童や保護者の不安を解消するよう努めます。

推進方向 1－（2）の「主な取り組み」
●保育所(園)・幼稚園・認定こども園・小学校交流会、合同研究会

推進方向 1－（3）豊かな心の育成の推進

①中・高校生等への啓発の推進

・保育所(園)や幼稚園、認定こども園で中・高校生の職場体験学習など、乳幼児とふれあえる機会の提供を一層図ります。

②豊かな心の育成

・乳幼児期においては、集団の中で生きる力の基盤となる意欲、態度を身につけることができるような取り組みを推進します。



・乳幼児期においては、子どもたちが集団生活をしたり、異年齢間で遊んだりする中で道徳性や規範意識の芽生えを養うような取り組みを推進します。

・学校教育においては、道徳科はもとより、自主的な読書活動や職場体験学習、あいさつ活動などを通じて、規範意識や社会性を育みます。

- ・校外活動として、感性や好奇心、探究心を醸成するさまざまな遊びや学びのプログラムに参加できる場や機会を設けるよう努めます。

③相談体制の充実

- ・スクールカウンセラーや心の教室相談員による教育相談及び電話による教育相談体制の充実を図ります。

推進方向 1 - (3) の「主な取り組み」

- 乳幼児と思春期の子ども達の交流の推進
- 職場体験学習の推進
- スクールカウンセラー配置事業
- 心の教室相談員配置事業(小学校)
- 子どもの笑顔守るコール事業(一般教育相談、いじめ専用)

推進方向 1 - (4) 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上

①確かな学力と健やかな身体の育成

- ・知識・技能の確実な習得を目指し、教科のねらいに応じた授業の充実や教員の指導力向上に取り組みます。

- ・子どもたちの学力の向上のため、一人ひとりに応じたきめ細かな指導に努めます。

- ・子どもたちの学習意欲の向上や思考力・判断力・表現力等の育成を図るため、自学自習力支援システムの活用や放課後自習教室事業などの取り組みの充実を図ります。



- ・新学習指導要領で求められている言語力育成や活用力育成を図るため、新学習コンテンツを導入し、授業・課業時間外・家庭において学習できる環境を整備し、学力向上の取り組みを推進します。

- ・<削除>少人数指導や外部人材の活用、高い指導力のある教員を養成する講座の開催などにより、分かりやすく魅力ある授業づくりに努めます。

- ・職業体験学習などのキャリア教育の推進を図ります。

- ・幅広い年代や市内全域の児童生徒が参加できるスポーツ活動に対する支援を進めます。

②家庭での教育への支援

- ・子育てや親のあり方についての情報や知識等を提供し、保護者同士のコミュニケーションの場となるような講座や講演会の開催により、家庭における教育の支援を行います。

- ・保育所(園)等や幼稚園、認定こども園などにおいて、専門的な知識と豊富な経験を持つ職員等に
一層気軽に相談できる環境を整えます。

③信頼される学校園づくり

- ・地域の有識者等に学校運営に関して意見を求める学校評議員制度を活性化させます。



- ・子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みやコミュニティ・スクールなど学校運営
に地域住民や保護者が参画する体制の充実に取り組みます。

④心身の健康に関する啓発・学習の推進

- ・子どもを育てることの喜び、大切さを学ぶ機会を充実させるとともに、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発を進めます。
- ・喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、思春期の心と身体の健康づくりを支援します。

推進方向1－(4)の「主な取り組み」

- 放課後自習教室事業
- 家庭教育支援事業
- 学校教育自己診断
- コミュニティ・スクール推進事業
- 思春期における健康教育

推進方向1－(5)食育の推進

①家庭における規則正しい食生活の啓発

- ・第3次枚方市食育推進計画に基づき、食育を計画的、総合的に推進します。
- ・ひらかた食育カーニバルでの普及啓発を通じて、栄養バランスや食生活の改善について、楽しく学べる機会をつくれます。
- ・乳幼児健康診査や離乳食講習会など保健師や栄養士等による指導、相談事業などを通じて、栄養に関する正しい知識や規則正しい生活習慣に関する啓発、指導を行います。

②子どもの食への関心の醸成

- ・保育所(園)や幼稚園、認定こども園での昼食時間等を活用して、楽しみながら望ましい食習慣を身につける取り組みを進めます。
- ・小学校においては、各学校の食育計画に基づく計画的・継続的な取り組みを推進します。

- ・健康づくりボランティア、NPOなどと連携し、食に関する感謝の心を育み、健全な食生活が実践される体験学習の機会を提供します。

③給食の充実

- ・保育所(園)では野菜等を栽培して給食に利用するなど、幼いときから食べ物の大切さや成り立ちを知る機会の提供を図ります。
- ・学校給食では地元で収穫された米や旬の野菜の使用、郷土料理や季節の行事食の導入などにより、子どもたちが食料の生産や伝統的な食文化等について理解を深めるよう努めます。
- ・給食のレシピ等をホームページ等で紹介し、子どもと保護者が給食を通して一緒に食育の大切さを学べるよう努めます

・平成 28 年度から新たに中学校給食の提供を始めます。また、中学校給食共同調理場の整備と、老朽化が進む小学校給食共同調理場の建て替えを一体的に行うため、第一学校給食共同調理場を整備します。



・平成 28 年度から選択制による中学校給食の提供を行っています。また、小学校給食については、安全で安心な給食を安定的に提供するため、老朽化が進む小学校給食調理場の計画的な更新整備に取り組みます。

推進方向 1 - (5) の「主な取り組み」

- 食育推進事業
- ひらかた食育カーニバルの開催
- 健康づくり推進事業
- 母子健康教育事業
- 母子健康相談事業
- 母子訪問指導事業(養育支援訪問事業を含む)
- 公私立保育所(園)等・幼稚園における食育の推進
- 第一学校給食共同調理場整備事業

推進方向 1 - (6) 障害のある子どもへの支援の充実

①関係機関等の連携による支援の推進

- ・市の関係機関のほか、子ども家庭センター(児童相談所)、支援学校等で構成する障害児等関係機関連絡会議の連携をさらに密にし、子どもにとって最善の手だてを講じます。

②障害のある子どもへの教育・保育の充実

- ・専門の相談員等による子どもとその保護者、また保育所(園)等に対する相談や集団生活への適応のための専門的支援を行うなど、関係機関と連携しながら相談体制の充実や保育所(園)等の利用促進を図ります。
- ・支援教育を推進し、小学校との連携を深めて、連続性のある支援教育に努めます。
- ・幼稚園・小中学校においては、支援教育コーディネータを中心とした全校的な体制を整えるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成など、個人に応じた支援を充実します。

③療育体制の充実<『②障害のある子どもへの教育・保育の充実』に統合>

- ・新たな児童発達支援センターの整備や、障害児相談支援や保育所等訪問支援などの地域支援機能の充実を図るために策定した(仮称)児童発達支援センター整備計画に基づき、その実現に向けて取り組みを進めます。



- ・平成 31 年 4 月に開所した市立ひらかた子ども発達支援センターを障害児支援の拠点と位置づけ、定員増した通所支援機能の充実だけでなく、相談支援機能やセラピーの強化、保育所等訪問支援の充実を図ります。

- ・留守家庭児童会室においては、障害のある5・6年生の児童の受入れを4か所の拠点方式で行っていますが、平成 29 年度から全児童会室で障害のある児童の受入れを行い、障害のある子どもへの支援の充実に努めます。



- ・留守家庭児童会室においては、平成 30 年度より全児童会室で障害の有無に関わらず全学年の児童を受入れており、引き続き障害のある子どもへの支援の充実に努めます。

④③障害のある子どもへの在宅生活支援

- ・ホームヘルプ、ショートステイ、放課後等デイサービス、日中一時支援などの在宅生活支援サービスの取り組みを進めるとともに、補装具・日常生活用具を給付します。
- ・保育の必要性の認定を受けない障害や疾病等のある子どもの家庭を訪問して行う新たな一時預かりについて、検討を行います。
- ・障害のある子どもの健全な育成と子育てを支援するために、関係機関と連携を保ちながら情報収集及び情報提供の充実を図ります。

- ・身体障害児及び長期療養児に対し、医師など専門職による相談を行い、保健師等が在宅指導の必要な児童に対して訪問指導を行います。また、必要に応じて交流会などの集団支援を実施します。

- ・児童発達支援センターが持っている施設機能を活用し、地域にいる障害のある子どもと親の不安や悩みを軽減するための場や研修等の機会を設けるなど、地域療育の推進や保護者支援の充実に努めます。



- ・市立ひらかた子ども発達支援センターが持っている施設機能を活用し、地域にいる障害のある子どもと親の不安や悩みを軽減するための地域療育の推進や保護者支援のための研修等の充実、居宅訪問支援の実施など、障害児の在宅支援の充実に努めます。

⑤④配慮が必要な子どもへの支援

- ・保育所(園)や認定こども園、学校園に必要な人材の配置や相談体制の充実に図ります。
- ・学校園においては一人ひとりに応じたきめ細かな指導にも取り組みます。留守家庭児童会室においても必要な人材の配置を推進します。
- ・発達障害等に関する講演会等を開催し、社会的な理解を得ることができるよう努めます。

⑥⑤障害の早期発見・早期支援<新設>

- ・<新規>乳幼児健康診査や母子健康相談事業等を行うにあたっては障害の早期発見に留意し、障害の疑いがある場合には継続的な相談を行うよう努めるとともに、早期の発達支援を受けることができるよう情報提供及び助言を行います。
- ・発達障害については、関係機関も含め医師、保健師、心理相談員、保育士などが連携を図りながら、子どもと保護者への支援につながる取り組みを進めます。
(推進方向3-(1)乳幼児健康診査の推進 から移動)

推進方向 1 - (6) の「主な取り組み」

- 障害児等関係機関連絡会議
- 障害児保育 (市立ひらかた子ども発達支援センター)
- 障害児保育にかかる保育所巡回相談・保育相談・保育所等訪問支援
- 幼・小・中学校における支援教育
- 障害児の地域療育
- 居宅介護
- 短期入所
- 放課後等デイサービス
- 日中一時支援事業
- 地域子育て支援事業
- 新たな児童発達支援センターの整備
- 児童発達支援、居宅型児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 身体障害児及び長期療養児等療育指導事業
- 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会室事業)
- 乳幼児健康診査(再掲)
- 乳幼児健康診査事後指導事業(再掲)
- 母子健康相談事業(再掲)

施策目標2 子どもの個性や創造性を育む環境の整備

【現計画における主な取り組み】（新規・拡充のものを中心に記載）

- 小学生が放課後に多様な活動が行える「放課後子ども教室」モデル事業の実施
- 全小学校で土曜日を基本に、地域団体等がさまざまな体験活動を提供する「枚方子どもいきいき広場」の推進
- 子ども食堂に取り組む団体への支援
- 枚方市こども夢基金を活用した「トップアスリートとのふれあい事業」や各種スポーツ教室・大会の実施
- 学校図書館の環境整備（学校司書の充実）

【第2期計画に向けて求められる対応】

- 効果的な子どもの居場所づくりの推進（全ての就学児童を対象とした「放課後子ども教室」の検討、地域で子どもを育てる環境づくりなど）
- 子どものスポーツ活動や文化芸術活動の支援（子どもがスポーツに親しめる環境づくり、新たな総合文化芸術センター・生涯学習市民センター・枚方公園青少年センター等を活用した子どもの文化芸術活動の支援、子どもの読書活動の推進など）
- 国際化に対応できる子どもの育成 など

都市化が進み、かつて子どもたちの遊び場や自然と接する機会などが減少している中で、学校園施設の活用も図りながら、子どもが安全に過ごせる居場所づくりを推進します。また、スポーツ・文化芸術活動、社会活動、環境教育などのさまざまな体験活動や、高齢者や外国人など、幅広い世代や地域内外の人々との交流の機会を通じて、子どもが個性を発揮し、主体性や創造性を育むとともに、子どもたちが将来に夢を抱くことができる環境を整えるよう努めます。

推進方向2－（1）子どもの居場所づくりの推進

①学校園施設の活用

- ・地域での身近な施設である学校の運動場、体育館、特別教室、幼稚園の園庭や保育室、遊戯室などにおいて、子どもが体育活動や文化活動等に利用できる場を提供します。
- ・＜新規＞「放課後子ども教室」モデル事業の実施においては、子どもにとって望ましい「放課後」を実現するため、小学校施設を活用して、子どもの成長にとって必要な「3間」（時間・空間・仲間）を確保することを目指します。

②生涯学習市民センターや公園等における校外活動の推進

- ・生涯学習市民センター、枚方公園青少年センター等における子どもコーナーやロビーの開放、部屋の利用料の減免などを通じて、子どもの自主的なグループ活動の育成を図ります。
- ・図書館においては、幅広い年代の子どもを対象とした読書環境の充実に向け、蔵書整備を推進します。

- ・自然と親しめる公園や緑地の整備、安全面に配慮した遊具の設置など、子どもが安心して遊び、集うことができる場の充実を図ります。
- ・＜新規＞香里団地の斜面緑地において、子どもたちが創造や工夫により自ら遊びをつくることのできるプレーパークを毎月1回開催し、プレーリーダーと一緒に地形や樹木、木竹やロープを利用して自分の責任で自由に遊ぶ機会を提供します。

③異年齢間、世代間交流の推進

- ・生涯学習市民センター、枚方公園青少年センター等における事業や地域の子ども会活動などで、年齢の異なる子ども同士の交流の場、友だちづくりの場を設けます。
- ・保育所(園)等や認定こども園、学校園の取り組み、地域の行事等を通じて異世代と交流できる機会の提供に努めます。

④地域で子どもを育てる環境の整備

- ・地域の特色や多様性を生かした体験学習等を通し、地域の人たちとの交流を図りながら、「生きる力」を養う取り組みに努めます。
- ・地域教育協議会等の活動を通じて、指導者の確保と育成に努めます。
- ・＜新規＞地域における団らんの場を提供する子ども食堂に取り組む団体と連携し、子どもの居場所づくりを充実します。

推進方向2-(1)の「主な取り組み」
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校園施設の提供 ● 公園等の整備 ● 各生涯学習市民センターにおける子どもの居場所づくり ● 枚方公園青少年センターにおける異年齢交流事業 ● 子ども会活動への支援 ● 枚方子どもいきいき広場事業 ● <u>枚方市放課後子ども教室モデル事業</u> ● <u>子どもの居場所づくり(子ども食堂)推進事業</u>

推進方向 2 - (2) 子どものスポーツ活動の推進

①地域におけるスポーツ活動の推進

- ・スポーツ少年団活動やスポーツ推進委員等を中心としたレクリエーション活動など、スポーツに関する取り組みを支援します。



- ・スポーツ少年団活動やスポーツ推進委員等を中心とした活動、総合型地域スポーツクラブの活動など、スポーツに関する取り組みに対して支援し、地域のスポーツ環境の整備を図ります。

②スポーツ指導者の育成、活用

- ・スポーツ指導に実績がある教員や企業スポーツの経験者、豊かな指導経験のある市民等の参加を促します。また、研修・講習会を実施し、子どもたちのスポーツに関するさまざまなニーズに応えられる質の高い指導者養成を目指します。



- ・各種スポーツの講習会を開催するとともに、子どもたちのスポーツに関するさまざまなニーズに応えられる高い専門的知識と指導力を持つ有資格者の育成、確保を支援します。

③子どものスポーツ大会、教室等の開催

- ・各種のスポーツ大会や教室を開催するとともに、体育の日には市のスポーツ施設を開放し、スポーツを通じた交流の場づくりを進めます。

推進方向 2 - (2) の「主な取り組み」

- スポーツ少年団活動助成事業
- 総合型地域スポーツクラブの活動支援
- スポーツ推進委員活動
- スポーツ教室・大会等の開催
- 小学生陸上競技大会
- 小学生駅伝競走大会

推進方向 2 - (3) 子どもの文化芸術活動の支援

①子どもの夢を育む学習・体験機会の提供

- ・スポーツや芸術、自然、伝統文化などを体験する学習機会や、さまざまな人と交流し視野を広げる機会の提供に取り組みます。
- ・枚方市こども夢基金などを活用しながら、さまざまな分野で活躍しているプロと出会う機会を設けるとともに、市内にある大学の専門的な施設、知識を活かした学習機会の提供に取り組みます。

- ・市民ギャラリーや生涯学習市民センターなどで行うイベントを通して、さまざまな人と交流しながら多様な文化的体験を重ね、豊かな感性や創造性を育む機会を提供します。
- ・学校園や保育所において菊フェスティバルへ出品する取り組みや、幼児期から地域に残る伝承文化に親しめる行事等を通じて、自然の美しさと貴重さを感じ取る感性や郷土愛を育む取り組みを推進します。

・整備を予定している総合文化施設や美術館において、子どもたちに団体鑑賞やワークショップなどの文化芸術体験の機会の提供に取り組みます。



・令和3年度（2021年度）開館予定の枚方市総合文化芸術センターを拠点に、子どもたちの団体鑑賞や学校に芸術家が出向いて実演するアウトリーチ、ワークショップなどの文化芸術体験の機会の提供に取り組みます。

②自主的な活動、発表機会の提供

- ・子どもが自ら企画、演出し、主役となる機会づくりとそれらの活動を支援する取り組みを推進します。
- ・枚方公園青少年センターや市民ギャラリーなどにおいて、音楽、演劇等の自主上映や創作作品の発表の機会を提供します。
- ・市内の小学校が合同で行う音楽会など、違う地域や異年齢間の交流を深めながら創作する喜びを味わえる取り組みを進めます。

③読書活動の推進

- ・児童図書の充実を図るとともに、小中学校図書館の充実に向けて支援を行います。
- ・おはなし会などの各種行事を通じて、子どもが本に興味を持つ機会を設けるとともに、ボランティアへの支援に努めます。
- ・年代層別の絵本リストの提供や展示などを通して、子どもの本にかかわる大人への支援を図ります。
- ・保育所(園)において、1歳の誕生月に絵本の読み聞かせと絵本の贈呈を行う枚方版ブックスタートを行うとともに、認定こども園も含めて地域の乳幼児への絵本の貸出しを行います。
- ・市民グループの運営により、本とふれあいながら子どもと保護者の交流ができるふれあいルームなど、子どもと保護者で読書に親しむ取り組みを推進し、乳幼児期から本に親しむ環境を整えていきます。

推進方向 2 - (3) の「主な取り組み」

- 子ども大学探検隊
- 鑑賞機会の提供、創作発表機会の提供
- 小学校合同音楽会
- 子どもに対する図書館活動及び図書館利用の促進化
- 保育所(園)ふれあい体験&枚方版ブックスタート事業
- ふれあいルーム事業
- 観菊の調べ
- 小・中学生絵画コンクール
- 学校図書館教育の充実
- 学校図書館支援事業

推進方向 2 - (4) 子どもの国内外交流の推進

①友好都市交流の推進

・<削除>インターネットを活用した交流事業

・友好都市の学校園間の交流を進めます。

②国際化に対応できる子どもの育成

・文化芸術等を通じて海外の学校園間で交流を深めるとともに、それらについての紹介や学習会の開催に努めます。

・本市に住む外国人や留学生と交流できる場づくりを支援するなど、自国の文化に対する知識を一層深めながら、異国の文化を理解し、尊重する心を育むための取り組みを進めます。

推進方向 2 - (4) の「主な取り組み」

- 友好都市間での子どもたちの交流事業
- 学校園日中等交流推進事業

推進方向 2 - (5) 子どもの社会的活動の推進

①地域活動の支援

・子どもの見守り活動や声かけ運動、地域広報誌の発行、地域活動の拠点としての自治会館の活用など、住民の連携を育みながら、安全・安心で住み良いまちづくりに向けた取り組みを支援します。

②地域との連携による多様な体験活動の推進

- ・祭りや運動会、防災キャンプなど子どもが参加できる行事などの地域での活動を支援するとともに、地元で職業体験ができる環境整備を図ります。
- ・地域の特色や多様性を生かした学校や授業では体験できない学習の取り組みを進めます。
- ・保育所(園)等や認定こども園、学校園において、世代間交流やボランティア体験ができる取り組みを進めます。

推進方向2-(5)の「主な取り組み」

- 保育所(園)・幼稚園における世代間交流事業
- 防災キャンプ等事業
- 枚方子どもいきいき広場事業(再掲)
- 各小学校区における自主防災訓練への支援

推進方向2-(6)子どもに身近な自然環境の保全と環境教育の推進

①地域における自然環境の保全

- ・東部地域に残る里山の保全事業、自然観察会などを通して、自然環境を大切にする意識の向上を図り、身近に地域の自然と親しめる環境づくりに取り組みます。

②環境教育の推進

- ・建物の温度上昇を抑制する緑のカーテン事業を幼稚園・小中学校において継続するとともに、保育所(園)、幼稚園等への支援も行います。
- ・子どもと保護者で参加できるエコライフ推進事業の充実を図り、子どもたちが自主的に行う環境学習の取り組みや実践活動を支援します。
- ・各家庭において地球温暖化の問題を身近に学び関心を持ってもらうため、子ども版環境家計簿の普及を目指します。
- ・小学校ではごみとりサイクルの話、収集体験、生ごみ堆肥化の授業などを実施し、保育所(園)、幼稚園等では楽しみながらごみ減量を学べる紙芝居などの環境学習を実施します。
- ・小中学生を対象にした、環境ポスターコンクールを実施します。

推進方向2－(6)の「主な取り組み」

- 自然観察会
- 子ども版環境家計簿
- 緑のカーテン事業
- エコライフ推進事業
- 緑のじゅうたん事業
- 学校版環境マネジメントシステム(S-EMS)
- 環境学習
- スマートライフポスターコンクール→環境ポスターコンクール

基本方向Ⅱ. 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

施策目標3 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進

【現計画における主な取り組み】(新規・拡充のものを中心に記載)

- 妊娠届出時に全ての妊婦を対象とした保健師等による面接の実施
- 産婦健康診査費用助成の実施
- 多子世帯の子ども医療費自己負担額の軽減
- 新生児の聴覚検査費用に対する助成
- ひとり親世帯への支援の充実(ひとり親家庭等に対する保育所・幼稚園等の保育料の軽減、ひとり親家庭等へのファミリーサポートセンター利用料の助成)
- 通学時等の安全確保に向けた防犯カメラの増設や地域と連携した見守り活動の推進

【第2期計画に向けて求められる対応】

- 母子の健康づくりへの支援(安全安心な妊娠・出産と乳幼児の健康確保の支援など)
- 子育てに対する経済的支援(子どもの医療費助成や義務教育に対する就学援助など)
- ひとり親家庭の自立支援(ひとり親に対する就業支援や相談支援など)
- 国際化が進む中で外国につながる子どもが安心して生活できる環境づくり
- 安全・安心に子育てできる環境整備(災害・交通安全・防犯対策などの推進) など

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実に向けた取り組みなどを進めます。子どもの貧困が社会問題となる中、子育て家庭への経済的な負担軽減を図るため、子どもの医療費助成や児童・生徒への就学援助などを推進するとともに、今後の社会状況や国の動向を踏まえ、外国につながる子どもへの支援など、さまざまな環境にある子育て家庭に対し柔軟に支援できるよう努めます。

ひとり親家庭に対しては、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、適切な支援と相談体制の充実を図ります。また、子どもの外出時の安全のため、道路や公園などにおけるバリアフリー化などの生活環境の整備や、交通事故・犯罪などの被害から守るための安全対策を推進します。

推進方向3－(1) 母子の健康づくりへの支援

①安全・安心な妊娠・出産と母子の健康の確保

- ・早期の妊娠届出が行われるよう妊婦等に対する普及啓発に取り組むとともに、妊娠初期から健康状態の把握・必要な検査の実施と保健指導を適切に行うための妊産婦健康診査事業や妊産婦歯科健康診査事業を推進します。
- ・妊産婦訪問、新生児・乳児訪問等を通して、妊娠期から母子の健康と育児環境を整えるための具体的な助言や育児支援を推進します。
- ・支援を必要としている母子を対象とした産後ケア事業を市内産科医療機関と助産所で実施します。

- ・ショートステイ(宿泊型)、デイサービス(日帰り型)のサービスを通して、心身のケア・休養や育児に関する相談を行い、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援の構築を目指します。
- ・＜新規＞産婦健康診査の費用助成を行うことにより、医療機関等と連携を図りながら産後の初期段階における支援を行います。
- ・＜新規＞出産や育児の不安を解消するため、医師・保健師・看護師等の専門相談員が24時間365日対応する電話相談窓口を設置し、安心して育児ができる環境の確保を推進します。
- ・＜新規＞経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊婦が安心して出産できるよう、引き続き、出産にかかる費用を援助する助産制度に取り組みます。

②不妊・不育治療に対する支援

- ・不妊や不育症の治療を受けている方を対象に、医療保険が適用されない特定不妊治療(男性不妊治療を含む。)及び不育症治療に要する費用を助成します。

③子育て講座・講習会等の保健情報の普及

- ・マタニティスクールや子育て講演会などを通じた知識の普及を図るとともに、訪問指導や健康相談などにより、ニーズに応じたきめ細かな情報提供を行います。

④疾病等の予防・早期発見の促進

- ・予防接種に関する正しい知識の普及を図り予防接種率の向上を目指します。
- ・風しんの感染予防や蔓延防止、さらに生まれてくる赤ちゃんを先天性風疹症候群から守るため、風しん対策にかかる費用を助成します。
- ・妊婦や乳幼児を対象とした健康診査、及び健康診査後の事後フォローなどにより、疾病及び発育・発達上または養育上の問題等の早期発見に努め、適切な医療機関等への受診、相談の勧奨により早期対応を促進します。

⑤乳幼児健康診査の推進

- ・乳児一般健康診査や各年齢、成長段階、発達の状況や特性に合わせた有効な健康診査により、疾病や障害の早期発見、早期対応を図ります。
- ・発達障害については、関係機関も含め医師、保健師、心理相談員、保育士などが連携を図りながら、子どもと保護者への支援につながる取り組みを進めます。
(推進方向1-(6)⑥障害の早期発見・早期支援<新設> に移動)

- ・健康診査時に、保護者の健康状態や生活・育児状況などを把握するとともに、成長・発達・栄養・子育てなどに関する相談・保健指導や子育て情報を提供します。

- ・児童虐待の予防と早期発見に努め、子どもと保護者の心に寄り添い、必要に応じ関係機関と連携して支援を行います。

・健康診査の未受診者の把握に努め、すべての乳幼児への保健サービスの提供を目指します。



・健康診査の未受診者の把握に努め、すべての乳幼児とその保護者への保健サービスと子育て情報の提供を目指します。

⑥乳幼児健康診査事後指導事業の推進

- ・継続した支援の必要な子どもと保護者に対して、小集団の子どもと保護者での保育を実施する中で、ともに育ちあう場の提供と適切な保育指導や助言を行います。

⑦母子保健推進連絡会

- ・関係機関や団体との意見交換や連絡調整を行う母子保健推進連絡会を開催することによって、母子保健施策の充実・強化及び総合的かつ効果的な推進を図ります。

推進方向3－(1)の「主な取り組み」

- 妊産婦健康診査事業、妊産婦歯科健康診査事業
- 母子訪問指導事業(養育支援訪問事業を含む)(再掲)
- 産後ケア事業(産後ママ安心ケアサービス)
- 母子健康教育事業(再掲)
- 予防接種事業
- 乳幼児健康診査
- 乳幼児健康診査事後指導等事業(親子教室事業)
- 成人歯科保健事業(1歳6か月児健康診査・2歳6か月児歯科健康診査時)
- 風しん対策費用の助成
- 不育症治療費の助成
- 特定不妊治療費の助成
- 母子保健推進連絡会運営事務
- 健康医療相談事業
- 助産制度

推進方向3－(2)子どもへの医療対策の充実

①医療体制の整備と連携強化

- ・救急医療に従事する小児科医の確保が困難な状況の中で、枚方休日急病診療所及び北河内7市が共同で運営する北河内夜間救急センターが初期救急診療を担います。

- ・関西医科大学附属病院の総合周産期母子医療センターと市内の産科施設との連携を図り、妊産婦健康診査事業の推進や市立ひらかた病院での緊急分娩への取り組みなどを進めます。

推進方向3-(2)の「主な取り組み」

- 枚方休日急病診療所運営事業
- 北河内夜間救急センター運営事業
- 妊産婦健康診査事業(再掲)
- 小児二次救急診療

推進方向3-(3)子育てに対する経済的支援

①中学校修了前の子どもの養育に対する援助

- ・中学校修了前の児童・生徒を養育する保護者等に児童手当を支給し、経済的な面から子育てを応援します。

②子どもの医療費の助成

- ・中学生までの子どもを養育する保護者に対して、その子どもにかかる医療費の一部を助成することにより、子どもの健やかな育成を図り、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

- ・＜新規＞子ども医療、ひとり親家庭医療の受給者が複数いる世帯において、府内では本市のみの制度として、世帯単位での負担上限額を設け、子育て世帯の医療費の負担軽減を図っています。引き続き、効果的に子どもの医療費の助成に取り組めます。

③未熟児や小児慢性特定疾病児童等への医療費の助成

- ・未熟児や小児慢性特定疾病の理由で医療が必要な子どもへの医療費の助成を行い、経済的な負担の軽減を図ります。



- ・高額な医療費が必要となる未熟児や小児慢性特定疾病児童等への医療費の助成を行い、経済的な負担の軽減を図ります。

④義務教育に対する援助

- ・経済的理由により就学が困難な児童・生徒や心身に障害のある児童・生徒の保護者に対して援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ります。

⑤幼稚園就園等に対する援助

- ・就園にかかる保護者の経済的負担を軽減するための施策を行うことにより、幼児教育の振興を図ります。

・＜新規＞令和元年（2019年）10月より実施される幼児教育・保育の無償化に伴い保護者から実費徴収することとなる食材料費（副食費）については、国の基準による免除対象に加え、市の独自の基準により第3子以降の保育料を無料としていた児童に係る副食費を補助します。

・保護者の世帯所得の状況等を勘案した幼児教育・保育に係る必要な物品の購入等に要する費用の助成について、検討します。

⑥ひとり親家庭等に対する援助

・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図るため、児童扶養手当等の支給や医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。

⑦障害のある子どもや家庭に対する援助

・障害児福祉手当や特別児童扶養手当等各種手当の支給や医療費の助成を行い、経済的な負担の軽減を図ります。

推進方向3－（3）の「主な取り組み」

- 児童手当
- 子ども医療費助成事業
- 未熟児養育医療給付事業
- 小児慢性特定疾病医療費助成制度
- 就学援助費
- 幼稚園就園奨励費補助金
- ひとり親家庭医療費助成事業
- 支援学級等就学奨励費
- 特別児童扶養手当
- 障害児福祉手当
- 児童扶養手当

推進方向3－（4）ひとり親家庭の自立支援

①母子・父子家庭への支援の推進

- ・母子家庭の母又は父子家庭の父の就業に向けた資格取得を支援するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金制度を実施します。
- ・職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、公共職業安定所等と連携し、効果的に行う体制を充実します。

・生活の安定と向上のために必要な貸付を行うなど、安定した生活を維持できるよう努めます。



・生活の安定と向上のために必要な貸付、関係機関と連携して養育費確保や面会交流の取り決めの支援を行うなど、子どもが健やかに育成され、安定した生活を維持できるよう努めます。

推進方向3－(4)の「主な取り組み」

- 母子・父子自立支援員による相談支援事業
- ひとり親家庭自立支援給付金事業
- 父子家庭生活支援員派遣事業
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
- 法律相談の実施

推進方向3－(5)安全・安心に子育てできる生活環境の整備

①安心して外出できるまちづくりの推進

・道路、公園、公共交通機関、公共建築物などへのスロープや手すりの設置といったバリアフリー化の取り組みを進めます。

・＜削除＞おむつ替えスペースや授乳室等を設置している店舗等のマップを作成し、子育て家庭の外出を支援します。

②子育て家庭の外出時に配慮した公共施設等の設備整備の推進

・図書館や生涯学習市民センターなど、子どもや乳幼児連れの人が利用する公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、授乳室の設置など、子育て家庭に配慮した設備の整備を推進します。

③安全施設等の設置

・子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないように、通学路における歩道設置や路側帯にグリーンラインを設置するなど交通安全施設の整備や、交差点など交通が輻輳する場所においては、防護柵、カーブミラー、道路照明、区画線等の安全対策工事を引き続き行っていきます。

・公園灯の設置、自治会の防犯灯設置に対する支援など、子どもの通行の安全確保と夜間の犯罪防止対策の充実を図ります。

・安全面に配慮した遊具や時計を設置し、安全安心な公園の整備を進めていきます。

④交通安全活動の推進

・幼児・園児を対象とした人形劇による交通安全教室や、子どもと保護者で楽しく学ぶことのできる交通安全大会を実施するとともに、小学生を対象とした歩行及び自転車利用安全教室を実施します。



・幼児・園児を対象とした交通安全教室や、小学生を対象とした歩行及び自転車利用安全教室を実施します。

・<削除>子どもを交通事故から守るための様々な取り組みや啓発内容について、ホームページを通して情報発信します。

⑤防犯活動等の推進

・子どもに関する犯罪の発生状況、不審者情報、危険な場所等の地域安全情報について、インターネット等を活用し、迅速に提供し、共有化を図ります。

・子どもの緊急避難場所となるこども 110 番の家事業、青色防犯パトロール事業など見守り活動への支援を行うとともに、子ども自身が犯罪を認識し、SOSを発信できるような取り組みを推進します。

・校区コミュニティ協議会等が行う自主防犯活動を支援するとともに、地域や関係機関と連携し、犯罪防止対策に取り組みます。

・自然災害や不審者への対応などを目的とした防災、防犯訓練などを通じて、子どもの安全を守る取り組みを進めます。

・<新規>安全指導や通学路の点検を行うとともに、関係機関と連携し、児童・生徒の登下校の安全確保を図ります。

⑥不慮の事故等防止対策の推進

・乳幼児の不慮の事故や、SIDS(乳幼児突然死症候群)を未然に防ぐため、マタニティスクールや乳幼児健康診査などの場において子どもの成長に応じた事故防止対策等の啓発を行います。

・学校園におけるAED等を使用した救命救急講習の実施等、適切な応急処置等に関する教育・情報提供の推進に取り組みます。

⑦<新規>外国につながる子どもや保護者等への支援

・国際化の進展に伴い、外国籍や外国から帰国した子どもなど、日本と異なる文化、言語で育った子どもが円滑に教育・保育等の利用ができるよう、国等の財源の活用を含め、幼児教育・保育現場における支援の検討を進めます。

・小中学校においては、日本語の指導や学校生活における相談支援などを行う教育指導員を派遣し、一人ひとりの状況に応じた支援を行っており、国際化の進展に伴う支援ニーズの増大についても適切に対応していきます。

・日本語・多文化共生教室「よみかき」を通じ、日本語の読み書きや話すことに支障がある保護者等に学びの機会を提供しています。今後、より幅広い学習希望者の支援につながるよう、広報等の充実に取り組みます。

推進方向3－(5)の「主な取り組み」

- 公共施設などのバリアフリー化等の推進
- 赤ちゃんと一緒に…お出かけマップの作成
- 交通安全施設整備・生活ゾーン交通安全対策事業
- こども110番の家設置促進事業
- 青色防犯パトロール事業
- 地域安心安全情報ネットワーク事業(ひらかた安全安心メール)
- AED(自動体外式除細動器)管理運営事業
- 公園等の整備(遊具設置等)
- 帰国児童等に対する教育指導員派遣事業
- 多文化共生教育研究事業
- 日本語・多文化共生教室

施策目標4 地域における子育ての相談・支援

【現計画における主な取り組み】（新規・拡充のものを中心に記載）

- 地域で健康や子育ての相談支援を行う「すこやか健康相談室北部リーフ」を開設
- 家庭児童相談等の子どもやその家庭の相談窓口の一元化（子ども総合相談センター「となとな」の開設）
- 困難を有する子ども・若者への支援機関のネットワーク組織「枚方市子ども・若者支援地域協議会」の設置
- 民生委員児童委員・主任児童委員・校区福祉委員会等と連携した地域の子育て支援活動の推進
- 子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」を配信
- ファミリーサポートセンター事業の無料体験の実施

【第2期計画に向けて求められる対応】

- 妊娠期から子育て期まで切れ目なく相談できる体制の充実
- 子育ての相談支援を行う関係機関のネットワーク組織の機能的な連携
- 子育てに関する情報の効果的な提供（保護者ニーズに応じた情報提供手法の検討） など

すべての家庭が安心して子育てができるよう、身近な地域における子ども・子育て支援として、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう相談、支援体制などを拡充するとともに、これらの支援を行う機関や地域、学校園、事業者との協力・連携を強化し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。さらに、子育て支援等に関する情報について、情報通信技術の進展なども踏まえた効果的な提供を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場を提供し、仲間づくりや社会参加の促進などを図ります。

推進方向4－（1）子育てに対する相談体制の充実

①母子健康相談事業の充実

- ・疾病の予防や母と子どもの健康の保持増進、育児に関する情報を整理するとともに、子どもや子育ての相談に関する相談機関との連携を図り、相談機能の強化を進めます。

・子どもの病気や発育発達、育児などについて、保健師が常時電話で相談に応じる子育てコールや身近な地域で行う乳幼児健康相談、心理相談員による子どもの発達を踏まえた個別相談など、多様な手段で相談できる環境を整えます。



・生涯学習市民センター等で保健師・管理栄養士・歯科衛生士が行う乳幼児健康相談や、心理相談員による子どもの発達を踏まえた個別相談などを実施し、専門性を活かした相談支援が受けられる環境を整えます。また、医師・保健師・看護師等の専門の相談員が24時間365日対応する電話相談窓口を設置し、安心して育児ができる環境の確保を推進します。

- ・＜新規＞保健センター・すこやか健康相談室「北部リーフ」に母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期にわたるまで、身近な地域で相談できる環境を整えます。また、「北部リーフ」の設置にかかる効果と課題を検証し、他地域への設置に向けて検討します。」

②育児相談の推進

- ・保育所(園)等や幼稚園、認定こども園において、子育てに関する専門的知識と豊かな経験を持つ職員が、地域の子育て中の親からのさまざまな相談に応じ、親の悩みや育児不安の軽減を図ります。

③妊産婦・乳幼児家庭に対する訪問相談の充実

- ・4か月までの乳児のいる家庭を原則的にすべて訪問し、子育てに関する情報の提供や心身の状況の把握、子育てに関する相談に応じる訪問事業を行います。

- ・妊産婦訪問や新生児・乳幼児訪問においては、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士等が育児不安の解消や必要な医療や療育への助言を行うなど、周産期から継続的に支援します。



- ・「新生児・乳幼児訪問」や「こんにちは赤ちゃん訪問」の取り組みにより、4か月までの乳児のいる家庭を原則的にすべて訪問し、育児不安の解消につながるよう、子育てに関する情報の提供や子育てに関する相談・助言を行うとともに、必要な家庭には継続的なフォローを行います。

- ・心身の不調や育児不安等支援ニーズのある妊産婦に対しては、母子保健コーディネーターが状況を把握した上で、産後ケア事業等必要な支援につなげます。

- ・育児支援が必要な家庭や育児困難な家庭に対して、子育てOBや保育士らが訪問し、育児援助や専門的な相談、指導を行う取り組みを推進します。

- ・身体障害児及び長期療養児に対し、医師など専門職による相談を行い、保健師等が在宅指導の必要な児童に対して訪問指導を行います。

- ・未熟児に対して、訪問指導等を実施し、保護者の育児不安の解消と仲間づくりのために教室を開催します。

④家庭児童相談等の充実

- ・親向けのプログラムや子ども対象のプログラムを実施し、親としての成長を支援し、保護者が子どもと向き合える環境を作るなど、良好な家族関係や子どもの心の成長を促していきます。

- ・乳幼児期から青少年までの児童の相談機関によるネットワーク会議を設置し、市民への適切な相談へつなげられるようにします。

- ・子育て等に関する相談について、土日曜・夜間、24 時間電話で相談できる事業に引き続き取り組みます。

⑤教育相談の充実

- ・教育文化センターでは、電話や面談による保護者や児童・生徒からの学校生活等の相談に加え、不登校、いじめ、進路問題など、教育全般にかかわる相談に幅広く応じるため、相談事業の充実に努めます。

⑥青少年相談事業の充実

- ・ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを設置し、臨床心理士等の専門職を配置するとともに、関係機関と連携し、適切な支援機関につながります。



- ・子ども総合相談センター内にひきこもり等子ども・若者相談支援センターを設置し、家庭児童相談と連携した切れ目のない支援に努めるとともに、家庭訪問や関係機関への同行支援、コミュニケーションの取り方等を学ぶ居場所支援、当事者家族への支援など、家庭や一人ひとりの状況に合わせた適切な支援を行います。

- ・枚方公園青少年センターにおいて、専門の相談員が青少年全般のさまざまな相談に応じ、適切な助言を行うよう努めます。

⑦障害のある子どもへの福祉相談事業の推進

- ・障害のある子どもに関するさまざまな悩みや不安を抱える保護者等に対して、障害福祉室のケースワーカーや相談支援センターが面接相談等を行います。

- ・地域活動支援センターにおいて福祉サービスや社会資源の利用に関する相談や情報提供を行うなど、自立や社会参加の促進を図るため、地域における相談機能の充実に努めます。



- ・基幹相談支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置し、福祉サービスや社会資源の利用に関する相談や利用に関するコーディネート、情報提供を行うなど、自立や社会参加の促進を図るため、地域における相談機能の充実に努めます。

推進方向4－(1)の「主な取り組み」

- 母子健康相談事業(再掲)
- 育児相談事業
- 母子訪問指導事業(養育支援訪問事業を含む)(再掲)
- 育児支援家事援助事業(養育支援訪問事業を含む)
- 土日・夜間電話相談事業
- 教育相談事業
- 青少年サポート事業
- 障害者相談支援事業
- こんにちは赤ちゃん事業
- 身体障害児及び長期療養児等療育指導事業(再掲)
- 未熟児等の保健事業
- ひきこもり等子ども・若者相談支援事業
- 健康医療相談事業(再掲)

推進方向4－(2)子育てに対する支援体制の充実

①育児教室等の推進

- ・民生委員、児童委員をはじめとした地域の人や保健センターなど関係機関との連携を図るとともに、支援が必要な保護者が具体的な生活習慣や遊びの指導などを通して、子育てに関する知識を深めることができるよう取り組みます。

②地域子育て支援拠点事業の拡充

- ・地域子育て支援拠点事業を、地域バランスを考慮しながら計画的に拡充するとともに、利用者のニーズを踏まえた、講座等の実施により、さらなる利用者の増加を図ります。



- ・地域子育て支援拠点事業における利用者のニーズを踏まえた、講座等の実施により、さらなる利用者の増加を図ります。
- ・公立幼稚園においても、地域の子育て支援を推進する役割を強化し、未就園児の保護者を含めた子育て支援事業に取り組みます。

③親子交流の場の充実

- ・ふれあいルームや子育てサロン、民生委員児童委員協議会主催の子育てサロンほんわかルーム「ゆりかご」など地域で行われる子育て支援の活動に協力し、活性化を図ります。

④保育所（園）における子育て支援の推進

- ・保育所（園）ふれあい体験やお誕生会、枚方版ブックスタート、園庭開放などを引き続き行います。
- ・保育所（園）の施設機能やマンパワーを活用した地域の子どもと保護者を対象とした遊びの場の提供、保育行事、育児相談などの取り組みを推進します。

⑤幼稚園における子育て支援の充実

- ・預かり保育や在園児と未就園児が交流できる催しや子どもと保護者の入園体験等を通じて、幼児への関わり方や遊び方を伝えるなど、地域の保護者の子育てに関する安心感を高める取り組みを進めます。

⑥認定こども園における子育て支援の充実

- ・認定こども園の施設や機能を活かし、通園していない子どもの家庭も、子育て相談や子どもと保護者の交流の場などに参加できるよう取り組みを促進します。

⑦一時預かり事業の実施

- ・＜新規＞幼稚園においても、就労などによる長時間預かりのニーズに対応できるよう、在園児に対して預かり保育を実施します。

- ・保育所（園）において一時預かり事業を実施し、より多くの利用を促進します。また、短時間就労により、保育が困難な児童の受け入れをあわせて実施します。



- ・保育所（園）において一時預かり事業を実施します。また、短時間就労により、保育が困難な児童の受け入れをあわせて実施します。

⑧子育て短期支援事業の充実

- ・ショートステイ、トワイライトステイの子育て短期支援事業の充実を図ります。

⑨保護者の交流の場の設定

- ・サプリ村野及び教育文化センターの子育て支援広場において、子育てサークルの紹介を行うとともに、子育てサークルに対する活動の場の提供により、子育てに関する主体的な取り組みの活性化を図ります。
- ・保育所（園）、幼稚園、認定こども園、生涯学習市民センターなどで行う各種事業を通じて保護者同士が交流できる機会を設けます。

⑩地域ネットワークづくりの推進

- ・地域との連携を深めることで、地域全体で子育てに取り組む環境を育み、地域の子育て力の向上に資するよう努めます。
- ・地域子育て支援推進会議において、子育て支援活動がより地域全体に広がるような取り組みを進めます。
- ・中学校区を単位とした地域教育協議会等の活動を通じて、学校や保育所(園)、幼稚園、認定こども園、家庭などとの連携により、さまざまな活動や交流の機会を設けます。

⑪多胎児家庭に対する支援の推進

- ・3歳未満の多胎児を養育している世帯に対し、ホームヘルパーの無料派遣やファミリーサポートセンターの利用料助成を行います。

推進方向4-(2)の「主な取り組み」

- 育児教室
- 地域子育て支援拠点事業
- 私立幼稚園における預かり保育等の特色ある子育て支援
- 一時預かり事業 (一般型・幼稚園型)
- 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
- ふれあいルーム事業(再掲)
- 地域子育て支援推進会議運営事業
- 総合的教育力活性化事業
- 多胎児家庭育児支援の拡充
- 幼稚園幼児教育充実事業

推進方向4-(3) 子育てに関する適切な情報提供の推進

①子育て・保育情報提供システムの充実

- ・ <新規>子育て応援アプリ「スマイルひらかたっ子」を活用し、居住地や子どもの年齢などに応じたイベント情報や健康診査の通知を行うなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな情報発信を行います。
- ・市のホームページにおいて、市内各地で行われる子育てイベントに関する情報を提供するイベントカレンダーを引き続き活用するとともに、助成制度や相談窓口など、子育てに関する各種情報を分かりやすく紹介するよう取り組みます。

②妊娠時及び就学前の総合的な子育て情報の提供

- ・妊娠時には母子健康手帳とともに、本市の各種保健福祉サービスに関する情報を掲載しているすくすく子育て手帖等を配付します。
- ・成長段階に応じてひらかた「子育て応援」ナビやひらかた子育てMAP、各種パンフレットの配布など、幅広い子育て情報の提供に努めます。
- ・＜削除＞妊婦や3歳未満の子どもをもつ保護者を対象に、地域で安心して子育てができるように、妊娠や子育てに関する情報や園庭開放などの情報をメールマガジンで配信します。

推進方向4－（3）の「主な取り組み」

- 子育て情報発信事業
- 母子健康手帳等交付事業
- ~~枚方市パパママ応援メールマガジンひらかたっ子すくすくメールの配信~~
- 子育て応援アプリ「スマイルひらかたっ子」を活用した情報発信

推進方向4－（4）子育て中の社会参加支援

①保育つきイベントの推進

- ・心身のリフレッシュ等を図る催しや、就労のための講座、知識、教養を身につける講座などに子育て中の保護者が参加しやすいよう、保育つきのイベントの促進や一時預かり事業の利用を啓発していきます。

②相互援助活動（ファミリー・サポート・センター事業）の充実

- ・ファミリー・サポート・センター事業の活用を促進するため、会員増に努めるとともに、援助を行いたい人と受けたい人双方が安心して活動できるよう、スキルアップを図るためのフォローアップ講座を開催します。
- ・＜新規＞2歳未満の子どもの保護者を対象に、無料体験を実施することで事業の周知を図り、子育ての不安感や孤立感の軽減につなげます。

推進方向4－（4）の「主な取り組み」

- 一時預かり事業(再掲)
- ファミリー・サポート・センター事業

施策目標5 子育てと仕事の両立支援

【現計画における主な取り組み】（新規・拡充のものを中心に記載）

- 「めざせ！！通年のゼロ」を掲げた待機児童対策の推進（私立保育所（園）の増改築、私立幼稚園の認定こども園への移行、小規模保育施設の開設等）
- 保育所・幼稚園等における第3子以降の保育料の無料化
- 病児保育室の充実（枚方市病児保育室の受付時間の拡充）
- 私立幼稚園における預かり保育への支援
- 保育士確保の支援（保育士確保のための借り上げ住居への家賃支援、保育士等就職支援センターの開設）
- 留守家庭児童会室における5・6年生の受け入れ開始

【第2期計画に向けて求められる対応】

- 保育料無償化の影響など今後の保育需要を見込んだ待機児童対策の推進
- 保育士不足が課題となる中での保育士確保対策の推進
- 豊かな放課後環境の整備（留守家庭児童会室の利用ニーズ拡大への対応など）
- 男女共同による子育ての推進（男女がともに子育てに参加する意識向上やワークライフバランス推進の啓発） など

共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、保育所（園）や認定こども園などによる待機児童の計画的な解消を図ります。さらに、就労形態の多様化に対応できるよう、保護者の選択に基づき、必要な保育を受けられるよう延長保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実を図ります。また、留守家庭児童会室の多様化する利用ニーズに対応できるよう、効果的・効率的な環境整備に取り組みます。

男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かちあえる環境づくりを推進できるよう、働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、啓発活動などの取り組みを進めます。

推進方向5－（1）多様な保育サービスの充実

①保育体制の確保

・認可保育所や幼保連携型認定こども園の定員増を基本として、私立保育所（園）の建て替え時等や公立幼稚園の効果的・効率的な運営及び配置により利用可能となった施設の有効活用、私立幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行等による定員増を図ります。



・認可保育所や幼保連携型認定こども園の定員増を基本として、私立保育所（園）の建て替え時等における定員増を図りつつ、平成30年度に策定した「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」に掲げる取り組みの推進や、私立幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行等による定員増を図ります。

- ・保育に係る利用者負担(保育料)については、社会経済状況や本市の財政状況等を踏まえ、国の基準等との均衡などの観点から見直しの検討を行います。



- ・令和元年(2019年)10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることから、無償化後における市の財政負担や保護者の動向を見極め、また国の基準や他市との均衡を考慮のうえ、保育料について十分な検討を行います。

②認定こども園の普及

- ・私立幼稚園及び私立保育所(園)について、各事業者の意向を踏まえ、認定こども園への移行を促進します。特に、各地域におけるすべての年齢の児童を対象とした保育需要に対応できる幼保連携型認定こども園については、今後の保育需要を踏まえながら、その普及を目指します。
- ・<新規>公立幼稚園6園においては、平成31年度から3歳児保育を実施するとともに、教育時間の前後に預かり保育を実施しています。そのうち4園については、小規模保育事業を併設し、在園児に対し切れ目ない教育・保育を提供する「枚方版子ども園」を実施しています。今後、当施設を含む公立幼稚園や公立保育所については、保育需要の動向を踏まえながら認定こども園化を視野に入れた検討を進めます。

③満3歳未満の児童の保育枠の拡大

- ・今後の保育需要を踏まえながら、家庭的保育などの地域型保育事業について、実施に係る課題整理を進めます。



- ・引き続き保育需要を踏まえながら、家庭的保育などの地域型保育事業について、3歳以降の受け皿確保も含めた課題整理を進めます。

④延長・夜間・休日保育の推進

- ・勤務形態の多様化による保育時間延長の需要に応えるため、午後7時までの延長保育を基本とし、さらに午後7時以降の延長保育を行う施設の拡大に努めます。



- ・勤務形態の多様化による保育時間延長の需要に応えるため、午後7時までの延長保育を行います。

- ・私立保育所(園)において、夜間保育事業や休日における保育需要に対応するための休日保育事業を引き続き実施します。

⑤病児・病後児保育の充実

- ・保育所(園)や幼保連携型認定こども園において、保育中に発熱などにより体調が悪くなった児童に対する保育体制について拡充を図ります。

- ・病気やその回復期のため、保育所(園)や認定こども園等に通所できない児童への対応については、医療機関併設型の病児保育室において保育と看護を行うとともに、地域の保育所(園)や認定こども園等への情報提供などの保育・保健の向上につながる取り組みを検討するなど、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

⑥弾力的な就労支援

- ・保護者の短時間の就労・就学などを支援するため、私立保育所(園)での一時預かり事業を促進するとともに、幼稚園や認定こども園での通常の教育時間外の預かり保育事業を促進します。

⑦保育士等確保の支援

- ・保育士確保に向け、潜在保育士(保育士資格を有しているが、保育所から離職されている方)の就労支援を検討します。



- ・「枚方市保育士等就職支援センター」において、再就職支援コーディネーターによるマッチングを行う他、就職相談や就職セミナーの開催等を行うことで、就学前施設における保育士・幼稚園教諭等の安定的な確保と待機児童対策の円滑実施を図ります。

- ・認定こども園においては、保育士と幼稚園教諭の両方の資格を有する保育教諭が必要となることから、その資格を取得するための支援などを検討します。

⑧利用者支援事業の推進

- ・専任の相談員(保育コンシェルジュ)を配置し、相談・情報提供等の支援を推進します。
- ・保育所(園)や認定こども園などの関係機関との連絡調整、連携などの体制づくり等を検討します。
- ・＜新規＞保健センター・すこやか健康相談室に母子保健コーディネーターを配置し、子育てと仕事の両立等の相談があれば、必要なサービスや関係機関の利用につなげます。

推進方向5－(1)の「主な取り組み」

- 通常保育事業
- 待機児童対策の推進
- 小規模保育事業
- 延長保育事業(時間外保育事業)
- 夜間保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 休日保育事業
- 一時預かり事業(再掲)
- 利用者支援事業
- 保育士等就職支援センター事業

推進方向5－(2)放課後児童対策の充実

①放課後児童の安全確保・指導の充実

・職員や施設等の新たな基準を設けて質の向上を図るとともに、対象学年を平成29年度から5年生まで、平成30年度から6年生まで段階的に拡大するなど事業の充実に向け取り組みを進めます。

・保育の量的拡大と基準に則った運営を行うため、余裕教室の活用を含め施設整備を計画的に進めます。



・平成30年度からは留守家庭児童会室の入室対象学年を全学年に拡大したことから、量的拡充と基準に則った運営を継続するため、多様な手法による職員の募集や、任用方法の見直しを行うなど安定的な職員確保に努めます。また、余裕教室の活用を含めた効果的・効率的な施設設備に取り組みます。

・<削除> 三季休業中における保育時間の拡大など、利便性の向上を図ります。

②保育料の軽減・施設の有効利用

・子どもの就学前・就学後を通じた保護者への継続した就労支援を図る観点から、当面の間、保育所保育料との均衡を考慮し、保育料の軽減を図ります。

・閉園される公立幼稚園を留守家庭児童会室として、施設の有効活用に取り組みます。



・学校施設の活用による効果的・効率的な整備に取り組みます。

③留守家庭児童会室事業と放課後自習教室の一体的な実施の推進

- ・放課後の活動について運営委員会等において情報共有や意見交換を行いながら、連携した取り組みの充実に努めます。



- ・学校施設を活用した放課後子ども教室モデル事業の検証結果や「児童の放課後を豊かにする基本計画」を策定する中で、検討を進めます。

推進方向5－(2)の「主な取り組み」

- 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会室事業)(再掲)
- 留守家庭児童会室の保育料軽減・施設の有効活用
- 放課後自習教室事業(再掲)
- 枚方市放課後子ども教室モデル事業(再掲)

推進方向5－(3)男女共同子育ての推進

①男女がともに参加する子育ての推進

- ・固定的な性別役割分担の意識を変え、男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かち合える環境づくりを進めるため、市民意識の啓発、向上を図るための講座の開催や、情報提供、相談事業の充実に努めます。
- ・ボランティア、NPOなどによる自発的な取り組みや、市民自らが企画運営する講座を支援し、子どもから大人まで、性別年齢を問わず男女共同参画意識を育む取り組みを進めます。

②仕事と生活の調和に向けた環境の整備

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や企業、民間団体への広報、啓発活動に取り組みます。

推進方向5－(3)の「主な取り組み」

- 男女共同参画推進事業
- ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動

基本方向Ⅲ. 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり

施策目標 6 子どもの人権擁護の推進

【現計画における主な取り組み】（新規・拡充のものを中心に記載）

- 人権を尊重した教育の推進（いじめの未然防止等の研修を通じた人権教育の実施）
- 児童虐待防止の推進（親支援プログラムの実施、保育所（園）・幼稚園での子ども支援プログラムの実施、各種啓発活動の推進）
- 心の教室相談員やスクールカウンセラーの配置による不登校等への相談支援の推進
- 子どもの未来応援コーディネーターやスクールソーシャルワーカー等による相談・支援体制の充実
- PTA・青少年育成指導員等との連携による街頭パトロールや相談等の実施

【第2期計画に向けて求められる対応】

- 児童虐待が深刻化する中での虐待防止体制の充実（親や子どもに対する支援プログラムの実施、早期発見等に向けた地域の見守り体制の充実など）
- いじめや不登校等に対する相談・支援体制の充実（関係機関の連携強化、「枚方市いのち支える行動計画〔H31年度～〕」に基づく子ども・若者への支援など） など

子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす児童虐待やいじめの問題など、子どもへの人権侵害が深刻化する中で、子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、自らを守る力を養うことができるよう人権教育を推進するとともに、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携し、相談・支援の取り組みを進めます。

また、いじめや不登校などに悩む子どもの心に寄り添い、心のケアを図るための取り組みを進めるとともに、インターネットなどを利用したいじめや、子どもへ悪影響を及ぼす有害情報など、大人から見えにくい形での新たな問題に対する対策にも取り組みます。

推進方向6－（1）人権教育の推進

①子どもの権利条約の啓発・普及

- ・保護者による虐待や子ども同士によるいじめ等により、子どもたちの大切な人権が決して傷つけられることのないよう、人権教育を推進します。

- ・人権に関する講座や映画会の開催及び、非核平和啓発事業等、あらゆる機会をとらえて子どもの人権に関する啓発を行います。



- ・人権に関する講座や映画会の開催及び、非核平和啓発事業、小中学生に対するDV予防教育に取り組むほか、人権擁護委員による人権教室や「人権の花運動」の活動に協力するなど、あらゆる機会をとらえて子どもの人権に関する啓発を行います。

・<新規>枚方市では、性的マイノリティを積極的に支援していく姿勢を広く周知するため、平成31年3月に、「ひらかた・にじいろ宣言(性的マイノリティ支援宣言)」を行いました。本宣言に基づき、子どもたちを含む幅広い世代に対し、性的マイノリティに関する電話相談窓口の開設等の相談支援に取り組むとともに、子どもたちの性の多様性への理解が育まれるよう、学校等における環境づくりに取り組みます。

・子どもたちには、まず自分を大切にする自尊心を育みながら、相手を思いやる心など、豊かな人間性を育むための環境づくりを推進します。

・各学校園においては、人権教育推進計画に基づいた総合的な人権教育に取り組むとともに、セクシュアルハラスメント相談窓口の周知やセクシュアルハラスメント防止研修の実施により、その理解を深め、発生防止の徹底を図ります。

②子どもの意見を大切にしまちづくりの推進

・まちづくりのさまざまな分野において、子どもが積極的に意見を表明できる場を創出し、子どもの視点、感性をまちづくりに反映するよう努めます。

③自殺予防教育に向けた取り組み<新規>

・子どもが様々な困難、課題に直面したときに、その対処方法を身につけ、周囲の人に助けを求めることができる環境づくりに努めるとともに、子どものSOS教育の実施に向けた検討を行います。

推進方向6-(1)の「主な取り組み」

- 人権啓発事業
- 非核平和啓発事業
- 学校園における人権教育
- 子どもの意見表明の場の創出
- DV予防教育
- 子どものSOSの出し方教育

推進方向6－（2）子どもへの虐待のないまちづくりの推進

①児童虐待防止体制の充実

- ・家庭児童相談所など市の子どもに関係する機関のほか、児童虐待問題連絡会議（子どもを守るネットワーク会議）との連携強化を図り、リスクの判断や情報共有しながら効果的な支援を行うよう努めます。



- ・子ども総合相談センターなど市の子どもに関係する機関のほか、児童虐待問題連絡会議（子どもを守るネットワーク会議）との連携強化を図り、児童虐待の早期発見や予防及び適切な支援を行うよう努めます。

- ・複雑化する虐待問題に対応する職員等は専門知識の習得についての各種研修会や事例検討を行うなど資質向上を図ります。
- ・乳幼児健康診査や各種相談事業をはじめ、保育所（園）や認定こども園、学校園、医療機関等が日常業務において、虐待への気づき、子どもと保護者の支援の視点を持ち、虐待の予防、早期発見・対応を図ります。
- ・出産後の養育について、出産前からの支援が必要な妊婦に対し、医療機関等と連携しながら早期把握・支援を図ります。
- ・虐待の予防や防止等に向けて、子育てスキルを得て良好な子どもと保護者関係を作るため、保護者を対象とした親支援プログラムを実施するとともに、特に養育の支援が必要な家庭に対しては、家事や育児の援助を行うなど、きめ細かな支援に取り組みます。

②地域における見守り体制の充実

- ・子育てサークル等が孤立化を防ぎ、保護者同士が互いに支え合い、育児を学べる場となり、地域の育児力を高めるための支援を行います。
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員との協力・連絡体制を強化することで、身近な生活の場における早期発見や見守り体制の充実を図ります。

③児童虐待に関する啓発活動の推進

- ・社会全体で虐待防止に取り組むため、児童虐待防止推進月間の周知をはじめ、広く市民を対象にした講演会等の啓発活動を積極的に行い、意識の向上を図ります。
- ・保育所（園）や認定こども園、学校園、PTAなど子どもたちと身近に接する人たちを対象とした研修会や啓発活動に取り組みます。

推進方向 6 - (2) の「主な取り組み」

- 児童虐待防止ネットワーク事業
- 親支援プログラムの実施

推進方向 6 - (3) いじめ・不登校などへの対応

① いじめや不登校等に対する相談・支援体制の整備

- ・いじめや不登校の芽をいち早くキャッチし、より迅速で適切な対応を行うために、枚方市いじめ問題対策連絡協議会等が、関係機関と連携を図っていじめに対する体制を強化し、その解決に取り組みます。
- ・いじめ専用ホットラインや教育相談などの取り組みを進め、多様な手段で子どもや保護者が相談できる体制を整えます。
- ・小学校では心の教室相談員を、中学校ではスクールカウンセラーを配置し、不登校などに悩む子どもの心に寄り添います。中学校では教職経験者や教職を志す学生による不登校支援協力員を配置し、不登校に対する支援に取り組みます。
- ・教育文化センターの適応指導教室(ルポ)においては、不登校の児童生徒が友だちづくりなど人との関わり方や自己肯定・決定の方法を学ぶことができる場を提供し、学校への登校につながられるよう教室での活動やカウンセリング、訪問指導などの支援を推進します。

② 被害を受けた子どもへの支援

- ・いじめ、虐待、犯罪等で被害を受けた子どもの心のケアを図るとともに、具体的な指導、支援を行うため、子ども総合相談センターや教育文化センター、枚方公園青少年センターにおける相談事業、学校園へのカウンセラーの派遣など、多様な手段で子どもや保護者を支援する体制を整えます

推進方向 6 - (3) の「主な取り組み」

- 教育相談事業(支援、一般、不登校)
- 適応指導教室(ルポ)事業
- スクールカウンセラー配置事業(再掲)
- 心の教室相談員配置事業(小学校)(再掲)
- 子どもの笑顔を守るコール事業(一般教育相談、いじめ専用)(再掲)
- 家庭教育アドバイザー設置事業
- スクールアドバイザー派遣事業
- 青少年サポート事業(再掲)
- 家庭児童相談事業

推進方向 6－（４）子どもを取り巻く有害環境対策などの推進

①有害環境対策の推進

- ・インターネット上の有害情報やいじめから子どもたちを守るため、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングソフト・サービスなどの普及に努めるとともに、地域や学校、家庭における情報モラル教育の推進に取り組み、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

②非行等の問題行動対策の推進

- ・子どもの健全育成に向けて、飲酒や喫煙、薬物使用などの問題行動に対して、関係機関と連携を図りながら未然防止に努めるとともに、これらの使用で傷ついた子どもたちへのケアと支援に努めます。
- ・子どもの生活実態を把握し、問題行動を早期に発見して的確に対応するため、小・中学校生徒指導連絡会を通じて、小学校と中学校が情報を共有し、生徒指導への体制を強化します。
- ・学校、PTA、青少年育成指導員など関係機関が連携して、街頭パトロールや相談、啓発等の活動に取り組みます。

推進方向 6－（４）の「主な取り組み」
<ul style="list-style-type: none">● 枚方市生徒指導充実事業● 青少年の健全育成事業● 薬物乱用防止教室・非行防止教室

推進方向 6－（５）子どもの貧困対策の推進＜新規＞

①＜新規＞貧困の連鎖を断ち切るための取り組み

- ・国の「子どもの貧困対策に関する大綱」の見直しの内容等を踏まえながら、子どもたちが生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、将来に希望を持つことのできる環境づくりに取り組みます。また、子どもの貧困対策については、教育支援や生活支援のほか、子どもや保護者に対する相談支援など、さまざまな施策分野が相互に関連することから、横断的な視点を持ち、効果的な取り組みを検討しながら進めます。

②＜新規＞支援を必要とする子どもと家庭を早期に発見し、支援につなげる仕組みづくり

- ・行政だけでなく、地域や事業者、NPOなどさまざまな主体が支援に協力できる環境づくりを進めるとともに、課題を抱える子どもやその家庭を早期に発見し適切な支援が行えるよう、福祉と教育の連携をはじめとした効率的・効果的な体制づくりに取り組みます。

- ・ 子どもたちが生まれ育った環境にかかわらず、自分の可能性を伸ばせるよう、学校または学校以外の場において、基礎学力の向上に向けた学習支援を行うとともに、就学支援などに取り組みます。
- ・ 貧困の状況にあるなどの家庭にさまざまな事情のある子どもたちを支援するため、地域における団らんの場を提供する子ども食堂に取り組む団体などと連携し、子どもの健やかな成長を見守る環境を推進します。
- ・ 妊娠・出産から子育て期にわたり切れ目なく、保護者の不安や悩みを早期に把握し、適切に相談できる取り組みを進めるとともに、子育てに関する支援制度などを効果的に発信しながら相談支援に取り組みます。

推進方向 6 - (5) の「主な取り組み」
<ul style="list-style-type: none"> ● <u>子どもの未来応援コーディネーターの配置</u> ● <u>生活困窮者自立支援制度に係る学習支援事業</u> ● <u>子どもの居場所づくり（子ども食堂）推進事業（再掲）</u>